# 省　令

**○厚生労働省令第百二十号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月二十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百十四号を第百二十一号とし、第九十九号から第百十三号までを七号ずつ繰り下げ、第九十八号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五　一―（四―メトキシフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第九十七号を第百三号とし、第八十六号から第九十六号までを六号ずつ繰り下げ、第八十五号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一　一―（四―メチルフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ヘキサン―一―オン及びその塩類

第一条中第八十四号を第八十九号とし、第六十二号から第八十三号までを五号ずつ繰り下げ、第六十一号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ヘプタン―一―オン及びその塩類

第一条中第六十号を第六十四号とし、第五十五号から第五十九号までを四号ずつ繰り下げ、第五十四号を第五十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十七　N―（ナフタレン―一―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

五十八　N―（ナフタレン―一―イル）―一―ペンチル―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第五十三号を第五十五号とし、第三十二号から第五十二号までを二号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の二号を加える。

三十二　キノリン―八―イル＝一―（シクロヘキシルメチル）―一H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類

三十三　キノリン―八―イル＝一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類

**附　則**

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

**○総務省告示第三百九十七号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の八の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日　総務大臣　新藤　義孝

別表第一号に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 11　インドネシア共和国 | Amateur Extra Class | 第一級アマチュア無線技士 | 第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作 |
| | Advanced Class | 第三級アマチュア無線技士 | 第三級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作 |
| | General Class | 第四級アマチュア無線技士 | 第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作 |
| | Novice Class | | |

# 告　示

**○法務省告示第三百八十七号**

愛媛県北宇和郡鬼北町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年十一月二十一日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、鬼北町役場又は松山地方法務局宇和島支局に照会すること。

平成二十五年十月二十一日　法務大臣　谷垣　禎一

愛媛県北宇和郡泉村大字興野々百六番戸　清家倉太良

**○財務省・農林水産省告示第二十八号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日　財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

一中「年一分二厘」を「年一分」に、「年一分三厘五毛」を「年一分一厘五毛」に、「年二分三厘五毛」を「年二分一厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 八年以下 | 年五厘 |
| 八年を超え十年以下 | 年五厘五毛 |
| 十年を超え十二年以下 | 年六厘五毛 |
| 十二年を超え十三年以下 | 年七厘五毛 |
| 十三年を超え十五年以下 | 年八厘五毛 |
| 十五年を超え十七年以下 | 年九厘五毛 |
| 十七年を超え二十五年以下 | 年一分 |

三の表を次のように改める。

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 八年以下 | 年五厘 |
| 八年を超え十年以下 | 年五厘五毛 |
| 十年を超え十二年以下 | 年六厘五毛 |
| 十二年を超え十三年以下 | 年七厘五毛 |
| 十三年を超え十五年以下 | 年八厘五毛 |
| 十五年を超え十七年以下 | 年九厘五毛 |
| 十七年を超え三十五年以下 | 年一分 |

**附　則**

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。